

大気質測定結果について(平成25年度)

1 総括表

二酸化窒素(NO₂)

	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準等達成状況			備考
			環境基準	京都市環境保全基準		
	(ppm)	(ppm)			当分の間	
① 鴨川東	0.014	0.031	○	○	×	
② 山科	0.015	0.031	○	○	×	
③ 伏見測定局	0.016	0.037	○	○	×	
④ 自排南 ※1	0.026	0.048	○	×	×	
⑤ 山科測定局	0.014	0.030	○	○	×	

(環境基準): 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

(京都市環境保全基準): 日平均値の年間98%値が0.02ppm以下

(京都市環境保全基準 当分の間): 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下

浮遊粒子状物質(SPM)

	年平均値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間	環境基準等達成状況 ※2		備考
					長期的評価	短期的評価	
	(mg/m ³)	(mg/m ³)		(時間)			
① 鴨川東	0.019	0.053	無	0	○	○	
② 山科	0.022	0.054	無	1 ※3	○	×	
④ 自排南 ※1	0.023	0.056	無	0	○	○	
⑤ 山科測定局	0.020	0.055	無	0	○	○	

環境基準及び京都市環境保全基準

(長期的評価): 日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下ただし、年間2%除外値の内で環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

(短期的評価): 1時間値が0.20mg/m³以下

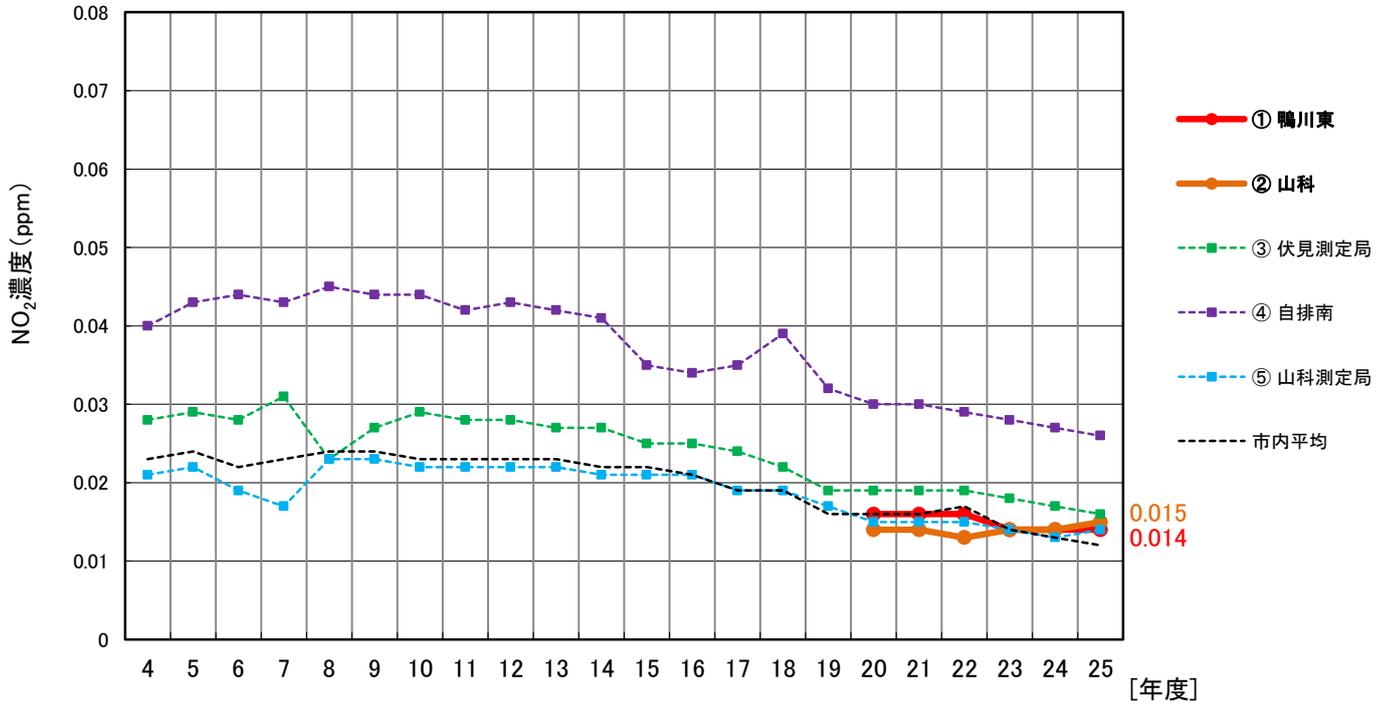
※1 伏見測定局におけるSPMの測定が、平成24年4月5日をもって終了した。そのため、SPMを測定している測定施設の中で、鴨川東ランプに最も近い施設である自排南(自動車排出ガス測定局)での測定結果を掲載する。

※2 浮遊粒子状物質(SPM)については、ある地点における1年間の測定結果が、環境基準に適合したかどうかを評価する場合、一般的には「短期的評価」ではなく、一年間で得られたすべての日平均値を対象とした「長期的評価」に基づいて行う。

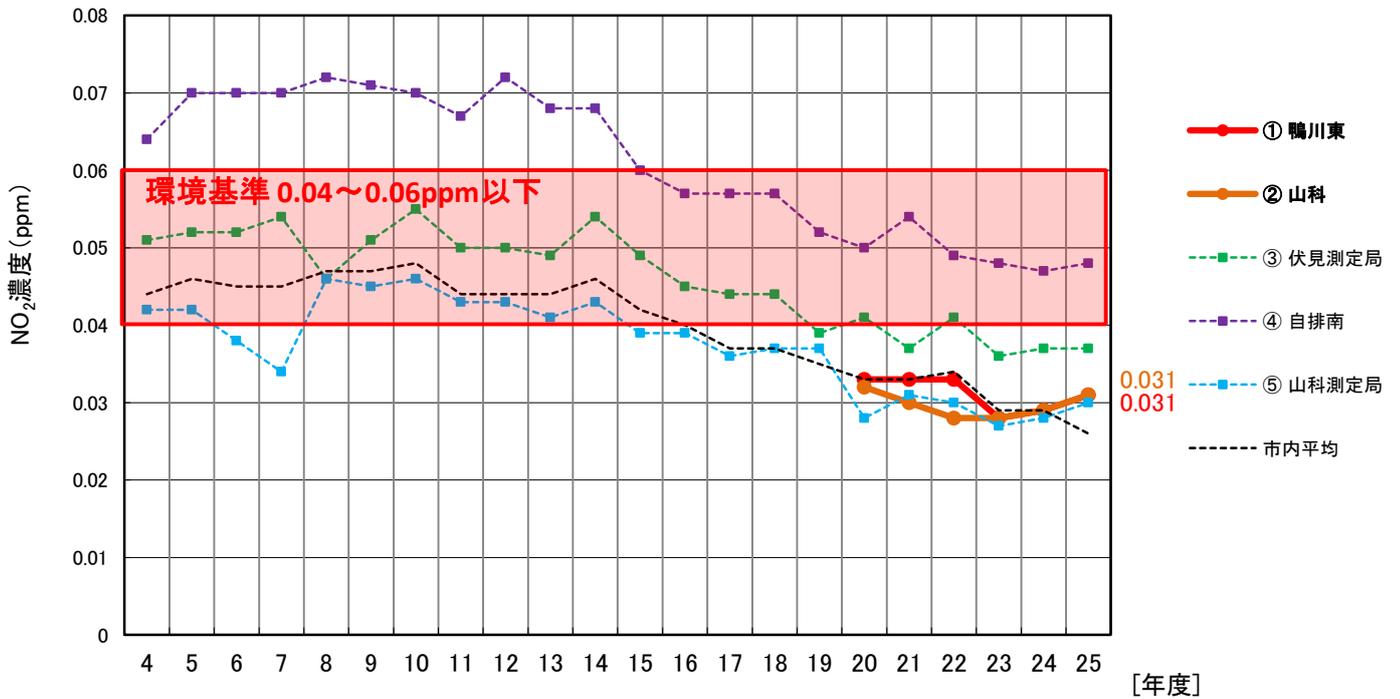
※3 8月19日(月)午前2時~3時の測定値(0.227mg/m³)。測定地点での一過性・局所的なもので、高速道路以外の影響と考えられる。

2 二酸化窒素(NO₂)の年間測定結果の推移

年平均値の経年変化

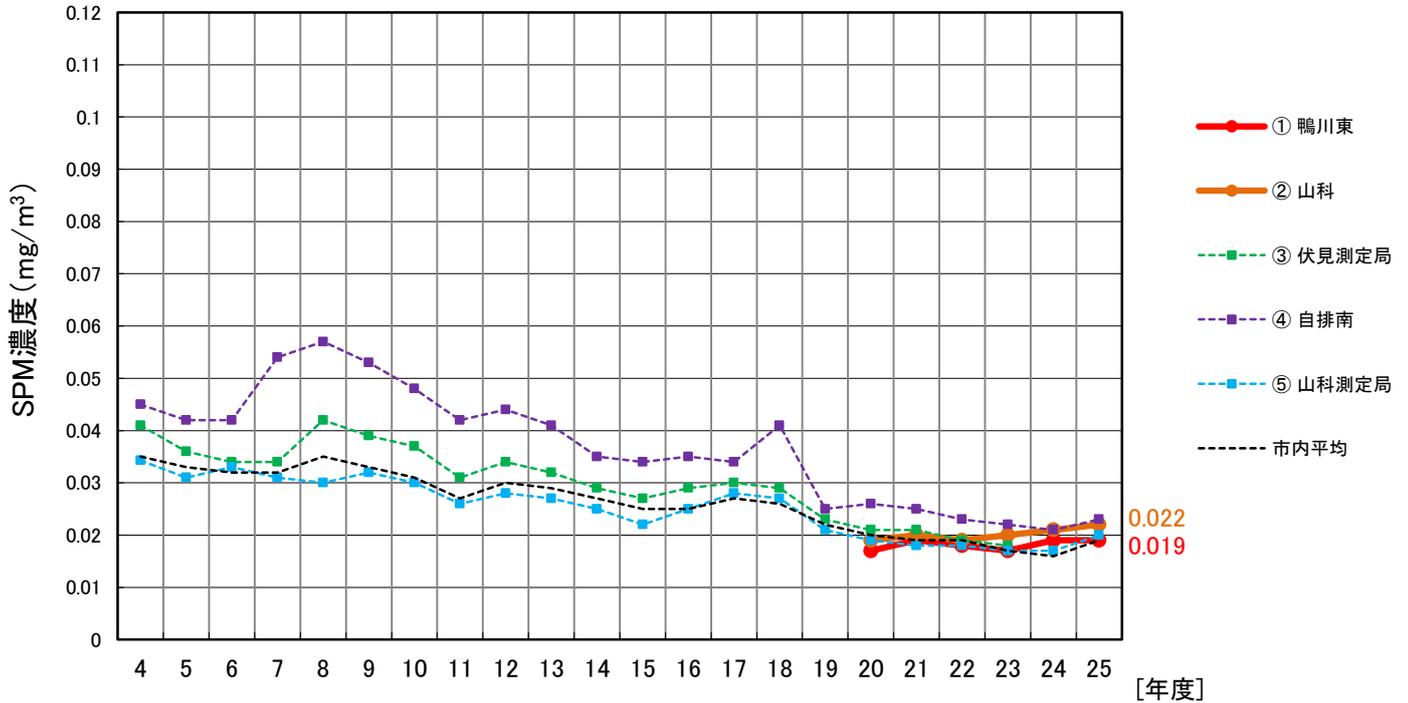


日平均値の年間98%値の経年変化



3 浮遊粒子状物質(SPM)の年間測定結果の推移

年平均値の経年変化



日平均値の年間2%除外値の経年変化

